

騒音規制法施行令 別表第一 (第一条関係)

騒音に係る特定施設

特定施設	規模
1. 金属加工機械	
イ	圧延機械 原動機の定格出力の合計が <u>22.5kW以上</u> のものに限る。
ロ	製管機械
ハ	ベンディングマシン ロール式のものであつて、原動機の定格出力が <u>3.75kW以上</u> のものに限る。
ニ	液圧プレス 矯正プレスを除く。
ホ	機械プレス 呼び加圧能力が <u>294kN以上</u> のものに限る。
ヘ	せん断機 原動機の定格出力が <u>3.75kW以上</u> のものに限る。
ト	鍛造機
チ	ワイヤーフォーミングマシン
リ	プラスト タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。
ヌ	タンブラー
ル	切断機 といしを用いるものに限る。
2. 空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る。
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る。
4. 織機	原動機を用いるものに限る。
5. 建設用資材製造機械	
イ	コンクリートプラント 気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が <u>0.45m³以上</u> のものに限る。
ロ	アスファルトプラント 混練機の混練重量が <u>200kg以上</u> のものに限る。
6. 穀物用製粉機	ロール式のものであつて、原動機の定格出力が <u>7.5kW以上</u> のものに限る。
7. 木材加工機械	
イ	ドラムバーカー
ロ	チップパー 原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る。
ハ	碎木機
ニ	帯のこ盤 製材用のものにあつては原動機の定格出力が <u>1.5kW以上</u> のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る。
ホ	丸のこ盤 製材用のものにあつては原動機の定格出力が <u>1.5kW以上</u> のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る。
ヘ	かんな盤 原動機の定格出力が <u>2.25kW以上</u> のものに限る。
8. 抄紙機	
9. 印刷機械	原動機を用いるものに限る。
10. 合成樹脂用射出成形機	
11. 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。

振動規制法施行令 別表第一（第一条、第三条関係）

振動に係る特定施設

特定施設	規 模										
1. 金属加工機械 <table border="1" data-bbox="220 331 651 607"> <tr> <td data-bbox="220 331 277 376">イ</td> <td data-bbox="277 331 651 376">液圧プレス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 376 277 421">ロ</td> <td data-bbox="277 376 651 421">機械プレス</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 421 277 465">ハ</td> <td data-bbox="277 421 651 465">せん断機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 465 277 510">ニ</td> <td data-bbox="277 465 651 510">鍛造機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 510 277 607">ホ</td> <td data-bbox="277 510 651 607">ワイヤーフォーミングマシン</td> </tr> </table>	イ	液圧プレス	ロ	機械プレス	ハ	せん断機	ニ	鍛造機	ホ	ワイヤーフォーミングマシン	矯正プレスを除く。 原動機の定格出力が <u>1 kW 以上</u> のものに限る。 原動機の定格出力が <u>37.5 kW 以上</u> のものに限る。
イ	液圧プレス										
ロ	機械プレス										
ハ	せん断機										
ニ	鍛造機										
ホ	ワイヤーフォーミングマシン										
2. 圧縮機	原動機の定格出力が <u>7.5 kW 以上</u> のものに限る。										
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動機の定格出力が <u>7.5 kW 以上</u> のものに限る。										
4. 織機	原動機を用いるものに限る。										
5. <table border="1" data-bbox="220 786 651 920"> <tr> <td data-bbox="220 786 277 831"></td> <td data-bbox="277 786 651 831">コンクリートブロックマシン</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 831 277 920"></td> <td data-bbox="277 831 651 920">コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械</td> </tr> </table>		コンクリートブロックマシン		コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	原動機の定格出力の合計が <u>2.95 kW 以上</u> のものに限る。 原動機の定格出力の合計が <u>10 kW 以上</u> のものに限る。						
	コンクリートブロックマシン										
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械										
6. 木材加工機械 <table border="1" data-bbox="220 972 651 1066"> <tr> <td data-bbox="220 972 277 1016">イ</td> <td data-bbox="277 972 651 1016">ドラムバーカー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1016 277 1066">ロ</td> <td data-bbox="277 1016 651 1066">チップー</td> </tr> </table>	イ	ドラムバーカー	ロ	チップー	原動機の定格出力が <u>2.2 kW 以上</u> のものに限る。						
イ	ドラムバーカー										
ロ	チップー										
7. 印刷機械	原動機の定格出力が <u>2.2 kW 以上</u> のものに限る。										
8. ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が <u>30 kW 以上</u> のものに限る。										
9. 合成樹脂用射出成形機											
10. 鋳造型機	ジョルト式のものに限る。										

岐阜県公害防止条例施行規則 別表第十（第二十条、第三十五条関係）

騒音に係る特定施設

特定施設	規 模
1. 金属加工機械研磨機	原動機の定格出力の合計が <u>15kW</u> 以上であること。
2. 空気圧縮機及び送風機	製材工場又は木工工場における原動機の定格出力の合計が <u>10kW</u> 以上であること。
3. 窯業焼成炉用バーナー	燃料の燃焼能力が重油換算の <u>一時間当たり50L</u> 以上であること。
4. 繊維機械（撚糸機）	原動機を用いるものに限る。
5. 紙工機械（コルゲーテングマシンに限る。）	原動機の定格出力が <u>7.5kW</u> 以上であること。
6. 合成樹脂用粉碎機	原動機の定格出力が <u>3.75kW</u> 以上であること。
7. 高速切断機	原動機の定格出力が <u>2.25kW</u> 以上であること。
8. 走行クレーン	
9. クーリングタワー	原動機の定格出力が <u>0.75kW</u> 以上であること。
10. 冷凍機	原動機の定格出力が <u>7.5kW</u> 以上であること。
11. タイル成型用プレス	

岐阜県公害防止条例施行規則 別表第四（第二十四条、第三十五条関係）

事業場内特定作業

事業場内特定作業の種類
1. 板金又は製かん作業（厚さ0.5ミリメートル以上の金属板を加工する事業場内の作業に限る。）
2. 鉄骨又は橋梁組立作業（建築の現場の作業以外の作業であって事業場内のびょう打ちに限る。）
3. チェンソーを使用する作業（事業場内の作業に限る。）